

法人協調會福岡出張所

一方事業主に在りては従業員側の態度強硬なるを見て本件の級別紛糾を認め文配人を懲戒して他の被解雇者を慰撫せしめ十二月四日左の條件をもて解消したのである。

解
決
條
件

1、文配人百圓未
松竹事務員なる爲従業延長山入せしむるも文配人は解任すること
2、事務長二名半

一名は一ヶ月退職し錢を見て賄償すること

一名(重博部長)は解雇し退並五日圓

3、其他二名解雇

表方二名解雇し退並五日圓

木戸監督(用心棒)二名解雇し退並五日圓

法財人協調會福岡出張所